

令和4年度（2022年度）南部地域の魅力向上事業支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和4年度（2022年度）南部地域の魅力向上事業支援業務

2. 業務の目的

本市では、令和3年度（2021年度）「南部地域の魅力向上事業」（以下、「令和3年度実施事業」という）を実施し、庄内さくら学園エリアにおいて、まちの要素である“音楽”“ものづくり”“スポーツ”“食”に関する魅力向上に向けた取り組みを行った。

本業務は、庄内さくら学園エリアと（仮称）南校エリアにおいて、まちの要素である“音楽”“ものづくり”“スポーツ”“食”を活かした社会実験を通して、公共施設や公共空間の新しい利活用の可能性を探り、将来的に市民や事業者が主体的に南部地域の魅力向上事業を実施する機会を創出することを目的とする。

3. 委託期間

契約日から令和5年(2023年)3月31日まで

4. 受託者の義務

受託者は、作業を円滑に進めるために、委託者と綿密な打ち合わせを行い、その都度、業務打合せ簿を作成し、委託者の承認を得るものとする。また、受託者は委託者から業務の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告すること。

5. 委託業務内容

(1) 社会実験の実施

市民にまちの変化や可能性を感じてもらうために、庄内さくら学園エリアと（仮称）南校エリアにおいて、まちの要素である“音楽”“ものづくり”“スポーツ”“食”を活かしたまちの魅力向上に向けて、イベントやワークショップを公共施設や公共空間、まちなかで実施・運営するものとする。

(2) 社会実験の周知

社会実験実施にあたっては、チラシ及びポスターを作成するほか、SNS を活用するなど広く情報発信し、地域内外の多くの方に、本事業（社会実験）への参加や関わりを持ってもらう。また、必要に応じて交通規制の案内看板を作成するなど、必要な事前告知等も併せて行う。

(3) 関係機関協議

社会実験実施にあたり、道路管理者、警察等関係機関との協議に必要な資料を作成するものとする。なお、許可申請等は業務の進捗に併せて本市が行う。

(4) 説明会の運営支援

近隣の商業者（周辺商店街等）や地域住民（自治会関係者等）を対象とした説明会に必要な資料作成を行うものとする。

(5) 必要経費・備品等に関する考え方

社会実験実施に際して必要な経費として、講師謝礼等や民間駐車場等の賃借料、備品の賃借（レンタル）料、購入費については原則受託者が負担するものとする。

(6) 社会実験の検証

社会実験後のアンケート調査など効果検証を行い、報告する。

(7) その他、豊中市が業務を遂行するにあたり指示する事項。

6. 調査に要する消耗品等の経費

受託者は、業務を受託するにあたり、所要の消耗品に伴う経費を準備・負担するものとする。

7. 関係官公庁等への手続き等

業務遂行のために必要な関係官庁その他に対する諸手続きは、受託者の責任において迅速に処理するものとする。

8. 実施体制

受託者は、本業務を担当する総括責任者及び従事者を指定し、委託者に報告するものとする。また、総括責任者は、本業務に精通した経験者とする。

9. 資料等の貸与及び返還

受託者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を委託者に申し出ることができるが、本業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。

10. 成果品等

上記5の委託業務内容に関する成果品等を以下の内容で期限迄に提出すること。

	成果品等の提出物	提出部数	提出期日	備考
1	業務着手届	1	着手時	紙媒体
2	業務実施計画書	1	契約後14日以内	紙媒体
3	社会実験の企画書	1	その都度	紙媒体及び電子媒体
4	近隣の商業者や地域住民への説明資料	1	その都度	紙媒体及び電子媒体
5	社会実験のチラシ・ポスター		その都度	紙媒体及び電子媒体
6	社会実験の報告書	1	令和5年2月	紙媒体及び電子媒体
7	業務完了届	1	業務完了時	紙媒体

1 1. 成果品の帰属

成果品の権利の帰属はすべて委託者のものとし、受託者は、委託者が承諾した場合を除き、成果品を公表してはならない。

1 2. 機密の保持

受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 条)及び豊中市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

1 3. その他

単純集計、印刷製本、消耗品の購入等の軽微な業務以外の委託業務に係る履行について第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。